令和８年度　学校いじめ防止基本方針

長南町立長南中学校

１　基本方針

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。*（主観主義的認定）*

（いじめ防止対策推進法　第２条）

（２） いじめの“ 峻別 ”

①　日常的衝突　　・・・　けんか・からかい

②　教育課題としてのいじめ・・・　一方的に、心理的・物理的に

③　法的問題としてのいじめ・・・

a　民事責任

b　刑事責任

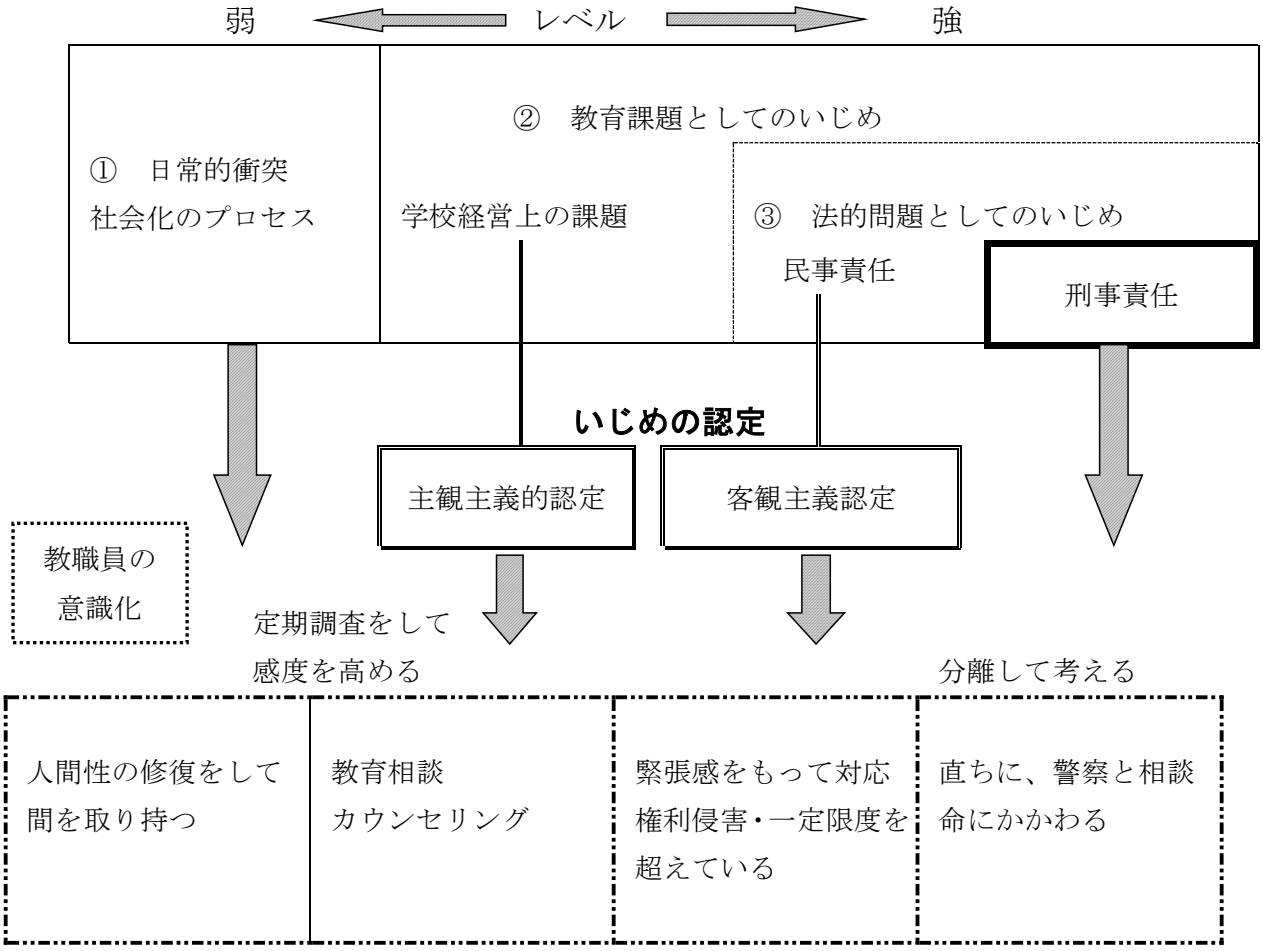

２　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）学校におけるいじめの防止の基本施策

①　道徳教育等の充実

②　早期発見のための措置

③　いじめ相談体制といじめの早期解決

④　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

＜内容＞

①　道徳教育等の充実

（ア）学校の重点目標の一つに「道徳教育の授業充実や生徒会行事、学校行事、部活動等を通した豊かな人間関係づくりを通して、いじめ防止に努める。

（イ）学年ＰＴＡや保護者を集めた会議や１０００カ所ミニ集会等で、道徳教育映像教材の保護者向けのものを視聴してもらい、学校や家庭、地域との連携のあり方についての話し合いの機会をもつ。

（ウ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、生徒会が主体となった活動や人権作文や標語の掲示をする。

②　早期発見のための措置

（ア）いじめアンケート調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査を定期的に実施する。

○　生徒対象いじめアンケート調査　　年３回（５月、１０月、１月）

○　保護者対象調査 年２回（９月、１月）

（イ）教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年２回（６月、１１月）

（ウ）日頃提出させている「生活記録ノート」の記述内容や、生徒の変化を見逃さないための学年を中心とした情報交換など生徒観察の恒常化

（エ）相談箱の設置

③　いじめ相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備を行う。

○　スクールカウンセラーの活用　　月２～４回金曜日

○　いじめ相談窓口の設置

校務分掌への位置づけと生徒への周知

○　いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

・いじめの防止対策推進法についての研修及びいじめ防止対策等のための研修を年間計画への位置づけによる職員の資質向上を図る。

④　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。（情報モラル啓発資料（県民生活課発行）等を活用）

（２）いじめ防止等に関する措置

①　いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置と活動

ア　緊急を要していない場合

＜構成員＞

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談担当、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

○必要に応じて

【教育委員会】

【PTA】会長、副会長　など

【地域】学校評議委員　など

※９月と２月に報告する。

＜開　催＞

定期的な開催（月１回）。

＜活動内容＞

①　学校、保護者、地域が連携したいじめ防止計画策定

②　いじめ防止年間指導計画及び活動事例の作成

③　いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）結果の情報交換や対策協議

④　計画の確認や事前・事後の指導について。

⑤　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解

イ　緊急を要する場合

＜構成員＞

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、担任や関係職員等を含める

○必要に応じて

【教育委員会】

【PTA】会長、副会長　など

【地域】学校評議委員　など

＜開　催＞

緊急を要するいじめ発見時

＜活動内容＞・・・　いじめに対する措置の確認と対処

① いじめの発見・通報に基づいた指導方針と役割分担の確認
② 事実確認
③ いじめられた生徒の保護
④ 保護者対応
⑤ いじめた生徒への指導
⑥ 関係機関との連携
⑦ 教育委員会へ報告

② いじめがあった場合の措置（第２３条）

（ア）いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

（イ）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（ウ）「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った生徒等について、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

（エ）いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

（オ）犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

いじめに対する対応の流れ

いじめの発見・通報

・「緊急いじめ対策委員会」による指導方針と役割分担の決定

事実関係の確認

・いじめられた生徒から担任（または生徒指導主任等）が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。
・まわりの生徒から情報を得る。
・いじめた生徒から、事実についての事情を聴取する。
・聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
・聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことの無いようにその都度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
・事実については、被害生徒・保護者に伝える。

いじめられた生徒の保護

・いじめられている生徒に対して、生命、身体に対する危険性があるか否かを見極め、危険性がある場合は、安全の場所に保護する。

いじめた児童生徒の指導 保護者への助言

・確認した事実を保護者に伝え、今後の指導についても話す。
・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
・いじめを生んだ児童生徒の背景も目を向け、加害生徒の人格の発達や自己実現に向けての目標を持たせる。
・場合によっては、学校教育法第３５条に示された出席停止の措置について、教育委員会に相談をする。

いじめが起きた集団への対応

・はやし立てるなど、同調していた児童生徒には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
・見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさ

	せるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
いじめられた生徒のケア	・被害生徒が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会で方針と分担を決める。 ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。 ・保護者との連携を密にする。 ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。
関係機関との連携及び教育委員会への報告	・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察へ連絡をし、今後の対応を相談し、連携を図る。 ・教育委員会へいじめに関する内容を報告する。
ネットいじめへの対応	・学級活動等でインターネットやＳＮＳを利用する際のルールやモラルについての指導をする。 ・青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果に注意を払う。 ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。 ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。 ・フィルタリング等、保護者への啓蒙活動を行う。 ・職員の研修を行い、職員の知識や指導技術の向上を図る。

③　重大事案への対処の決定

（１）重大事態の基準（第２８条）

○　いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・自殺を企図した場合

・心身に重大な障害を負った場合

・金品に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

○　いじめにより、児童生徒が３０日以上の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）重大事態の報告（第３０条）

重大事態が発生した旨を、長南町教育委員会に速やかに報告する。

（３）重大事態への対応

※　重大事態発生時は、特に詳細な記録を残す。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

（ア）重大事態が発生した旨を、長南町教育委員会に速やかに報告する。

（イ）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（ウ）上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（エ）上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（３）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

（ア）　いじめの早期発見に関する取組に関すること。

（イ）　いじめの再発を防止するための取組に関すること。

≪指導組織体制≫

（１）校内「いじめ防止対策委員会」組織

報告･連絡･相談の徹底　校　　長　正確な情報収集と的確な指示

※校長を中心とした指導体制のもとで、全職員が組織的に指導に当たる。

定期的な開催
必要に応じた開催

いじめ発見により緊急開催

いじめ防止対策委員会(学年主任会が兼ねる)

○参加者

【学校】校長、教頭、生徒指導主事、
教務、学年生徒指導担当、
養護教諭、教育相談担当者、
保健主事、ＳＣ、ＳＳＷなど

○必要に応じた開催時
【教育委員会】
【PTA】会長、副会長　など
【地域】学校評議委員　など
※９月と２月に報告する。

緊急いじめ対策委員会
○参加者
担任や関係職員等を含める
※　緊急を要するいじめ発見時に関係職員を加え開催する。

○活動内容
いじめに対する措置の確認と対処
・いじめられた生徒の保護
・事実確認
・指導方針の確認
・保護者対応
・いじめた生徒への指導
・関係機関との連携
・教育委員会へ報告

○活動内容
・学校、保護者、地域が連携した
いじめ防止計画策定
・いじめ防止年間指導計画及び
活動事例の作成
・いじめの早期発見に関すること
アンケート結果の集約
情報交換や対策協議
・計画の確認や事前・事後の指導
について
・いじめが心身に及ぼす影響その他の
いじめの問題に関する生徒の理解

○重大事案への対処の決定

教育相談	生徒指導	生徒会活動	特別活動	道　徳

（２）校内指導体制【いじめ対応の手順】
※校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。

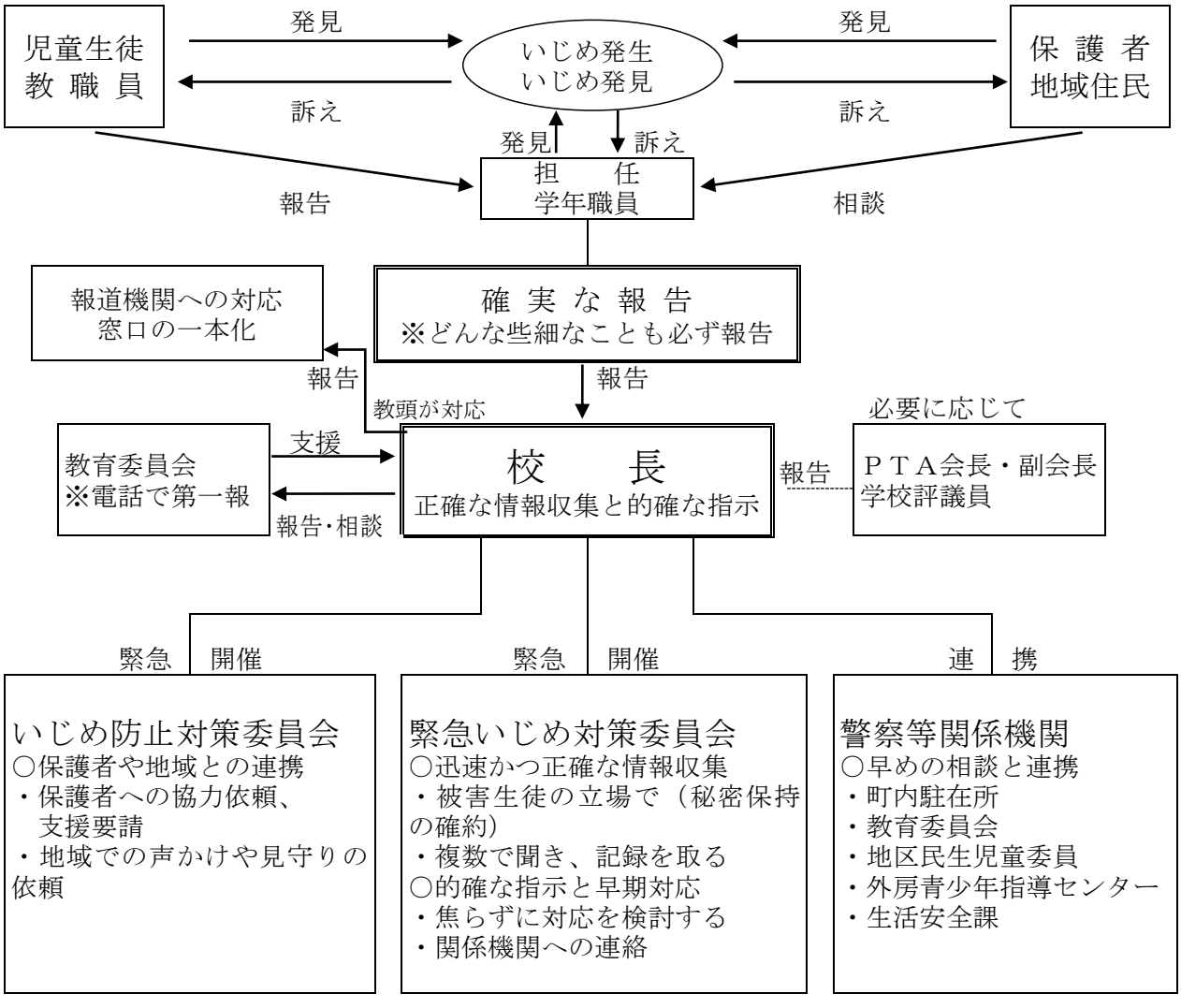

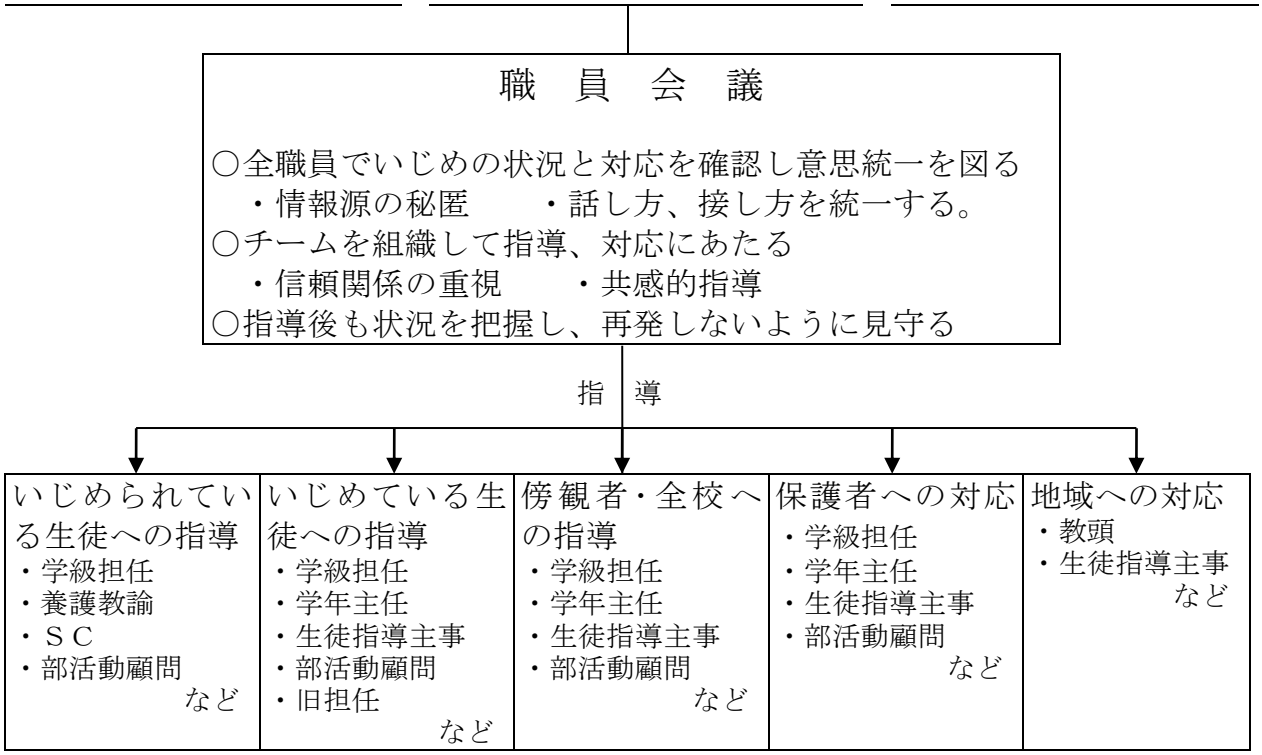

年間指導計画

月	学校行事	学校いじめ防止対策	その他・備考
４月	始業式 入学式 ＰＴＡ総会 オープンスクール	第１回学校いじめ対策全体会議 学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 相談窓口の周知 防止対策基本方針の学校ホームページへの掲載 ポスター掲示	教科・領域等年間計画作成 学級生活のルール作り ＳＯＳの出し方教育
５月	生徒総会 運動会 校外学習１年 修学旅行３年	いじめ防止対策委員会 第１回いじめ実態調査・教育相談	道徳の授業の充実 ピア・サポート
６月	郊外学習２年 教育相談 前期中間テスト	いじめ防止対策委員会 教育相談	友人関係の見直し 薬物乱用防止教室
７月	三者面談	いじめ防止対策委員会・いじめ実態調査	情報モラル教育 ミニ集会 （地域保護者会）
８月		いじめ防止対策委員会（研修） 職員研修（いじめについての研修会①） 第２回学校いじめ対策全体会議	
９月	始業式 学校評価（１回）	いじめ防止対策委員会 第１回いじめ防止取り組みアンケート（保	

	所長・管理主事訪問 前期期末テスト	護者）	
10 月	生徒会役員選挙 オープンスクール 長南祭	いじめ防止対策委員会 第２回いじめ実態調査・教育相談	生命尊重の教育
11 月	職場体験 ＰＴＡバザー 後期中間テスト	教育相談 いじめ防止対策委員会 いじめ防止キャンペーン	
12 月	三者面談	いじめ防止対策委員会	
１月	新入生説明会 学校評価（２回）	いじめ防止対策委員会（研修） 第３回いじめ実態調査・教育相談 第２回いじめ防止取り組みアンケート（保護者）	
２月	教育相談 オープンスクール	いじめ防止対策委員会 職員研修（いじめについての研修会②）	
３月	卒業式 修了式	いじめ防止対策委員会 第３回学校いじめ対策全体会議	